

# 商品概要説明書

J Aマイカーローン

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

商品名	J Aマイカーローン
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。(組合員でない方は J A 所定の出資金を払い込むことにより組合員となれます)</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。ただし、お借入時の年齢が 71 歳以上の場合、当 J A と所定のお取引のある方。なお、20 歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方(農業者の方は 150 万円以上)(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)</p> <p>○原則として、勤続(または営業)年数が 1 年以上の方(親・子・関連会社への転籍は連続勤務とみなす)。ただし、新卒の農業者、新卒の給与所得者、年金受給者、給与振込(月 5 万円以上)の実績が 6 か月以上ある方(6 か月以上の給与振込の予定がある方を含む)は勤続年数を問いません。</p> <p>○借入比率が 150% 以内。</p> <p>○本ローンと J A 無担保借入金の合計が 1,000 万円以内。(リフォームローンを含めた場合は 1,500 万円以内)</p> <p>○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。)</p> <p>○当 J A が指定する保証機関(大阪府農業信用基金協会)の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <p>①自動車・バイク(ともに中古車を含む。)のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</p> <p>③運転免許の取得のためのご資金。</p> <p>④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。</p> <p>⑤車庫建設のためのご資金(お借入金額は 100 万円以下とします。)</p> <p>⑥現在、他金融機関からお借入中の自動車資金の借換資金。</p>
借入金額	<p>○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、①借入比率が 50% を超える場合、②返済比率が 25% を超える場合は J A 所定の方法で算出した金額の範囲とさせていただくとともに、③お借入時の年齢が 71 歳以上の場合は 200 万円以内とさせていただきます。</p>
借入期間	<p>○6 か月以上 10 年以内とします。</p> <p>ただし、他金融機関からお借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現</p>

	<p>在您借入中の自動車資金の残存期間内とします。</p>												
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、基準日の翌月の第3月曜日（休日の場合は翌営業日）から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>												
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>												
担保	<p>○不要です。</p>												
保証人	<p>○当J Aが指定する保証機関（大阪府農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p>												
保証料	<p>○一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p><b>【お借入額100万円の場合の一括支払保証料（例）】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>2,706</td> <td>7,727</td> <td>12,785</td> <td>17,874</td> <td>25,565</td> </tr> </table> <p>※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の方法で算出した金額が返戻されます。なお、金額が1,000円以下のものについては返戻の対象となりません。</p> <p>なお、保証料率は年0.5%です。</p> <p>②分割後払い</p> <p>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（年0.5%）をお支払いいただきます。（外枠方式）</p>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保証料（円）	2,706	7,727	12,785	17,874	25,565
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年								
保証料（円）	2,706	7,727	12,785	17,874	25,565								

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：0120-29-3925）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※）</p> <p>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融共済部にお問い合わせください。）</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

## JAいずみの

- (注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。
- 2 借入比率は、前年度税込年収に占める本ローンと無担保借入金の合計の割合。
- 3 返済比率は、前年度税込年収に占める全ての借入金の年間返済額の割合。